所沢市立第１学校給食センター学校給食調理業務等委託公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

所沢市立第１学校給食センターでは、共同調理場方式による学校給食の提供を実施しており、１日約７，２００食の給食を市内１５の小・中学校へ提供している。

学校給食は安心・安全で、安定的な提供が求められている。学校給食調理業務等の委託にあたり、価格のみならず、企画提案書、プレゼンテーションの内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の契約候補者として選定する方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　業務の概要

（１）業務名

所沢市立第１学校給食センター学校給食調理業務等委託

（２）履行場所

所沢市立第１学校給食センター及び所沢市立小・中学校１５校

（３）業務内容

別紙「所沢市立第１学校給食センター学校給食調理業務等委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（４）契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日

※契約締結日から委託業務開始までの間を引き継ぎ期間とし、業務引継ぎに関する費用は受託者の負担とする。

（５）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（６）見積限度額

981,684,000 円（消費税及び地方消費税を含む３年間の総額）

※上記の限度額は、契約時の予定価格を示すものではない。

３　参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、本業務に係る委託の趣旨を理解し、参加申込の日を基準日として、次の事項を全て満たす者とする。

（１）法人格を有し、委託業務を円滑に処理できるよう、安定かつ健全な財政能力を有している者

（２）「令和７・８年度　物品等競争入札参加資格者名簿」において「給食業務」の業種に登録されていること。

（３）所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置等の措置を受けている期間中でないこと。

（４）地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

（５）地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

（６）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

（７）役員等（役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団又は暴力団員であると認められる者でないこと。

（８）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者でないこと。

（９）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。

（１０）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者でないこと。

（１１）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

（１２）法人税、申告所得税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（１３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成１６年第７５号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（１４）参加申込書提出日から起算して、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づく処分を過去５年以内に受けている者ではないこと。

（１５）厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルの適用を受ける施設で、一施設一日当たり約５，０００食以上の学校給食調理業の実績を３年以上有し、かつ、現在もその該当する施設で調理業務委託を締結しており、その受託実績が良好であること。

（１６）市が実施する施設見学に参加した者であること。

４　募集及び選定スケジュール

No.	内容	予定日
１	実施要領、仕様書の公告	令和８年６月２６日（金）
２	施設見学会の申込期限	令和８年７月　７日（火）
３	施設見学	令和８年７月１４日（火）
４	質問書の提出期限	令和８年７月１７日（金）
５	質問書の回答	令和８年７月２４日（金）
６	参加申込書提出期限	令和８年７月３１日（金）
７	参加資格審査結果または、一次審査（書類審査）結果通知	令和８年８月　７日（金）
８	二次審査（プレゼンテーション）実施	令和８年８月２８日（金）午前
９	選定結果通知	令和８年９月１６日（水）
１０	見積合わせ	令和８年９月２８日（月）
１１	契約の締結	令和８年１０月上旬

５　施設見学

本プロポーザルへの参加希望者は、事前申し込みの上、必ず施設見学に参加すること。

（１）施設見学申込期限

公告日から令和８年７月７日（火）１６時３０分まで

（２）開催年月日

令和８年７月１４日（火）

（３）見学時間

１事業者につき、１時間以内とする。

（４）申込方法

申込期限までに、「１４担当部署」記載の部署までメールにて申し込むこと。

申し込みの際にはメールの件名を「所沢市立第１学校給食センター施設見学申込」とし、事業者名、所在地、連絡先（メール・電話番号）、担当者名、出席者の氏名（３人まで）、希望時間（第３希望日まで）を記載すること。

なお、見学時間の決定については、メールにて連絡する。

（５）留意事項

出席者は腸内細菌保菌検査（検査項目：サルモネラ属（チフス菌・パラチフス菌）、赤痢菌、病原性大腸菌 O―１５７）の検査結果（直近１ヶ月以内）を持参するとともに、清潔な白衣、帽子、上履きを持参すること。施設内の設備及び備品類に触れることは出来ないが、寸法を測る又は写真を撮ることは可とする。

また、見学には職員が同行するが、施設見学中の本プロポーザルに関連する質問や仕様書に関する質問には一切回答を行わない。

6　質問の受付及び回答

本件における質疑がある場合は、次のとおり質問書を提出することができる。

（１）提出書類

質問書（様式１号）

（２）提出方法・期限

令和８年７月１７日（金）１６時３０分までに、質問書を「１４担当部署」記載の部署までメールで提出すること。

（３）回答方法

質問に対する回答は、令和８年７月２４日（金）１７時１５分までに所沢市ホームページにて公開する。

（４）その他

①質問内容は箇条書き等により内容を区分し、簡潔かつ具体的に記載すること。

②質問内容が多数ある場合は、枠内に「別紙のとおり」と記載し、別の任意の様式より提出することも可とする。

7　参加申込書等の提出

本件に参加し、企画提案を行おうとする者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、提案の内容については、責任をもって必ず履行できる内容で提案すること。

（１）参加申込に関する提出書類・様式

No.	提出書類	備考
１	参加申込書（様式２）	
２	会社概要書（様式３）	
３	受託実績（様式３　No.２）	
４	受託実績詳細（様式３　No.３）	
５	誓約書（様式４）	
６	企画提案書（様式５）	
７	提案資料（任意の様式）	
８	従事者配置予定表（様式６）	
９	調理作業工程表（様式７）	
１０	動線図（様式８）	
１１	見積書（様式９）	
１２	財務諸表	
１３	辞退届（様式１０）	

（２）提出部数

正本１部、副本１４部、合計１５部を提出すること。

（３）応募に際しての留意事項

・A4 判縦型のフラットファイルなどで１部ずつ綴り、正本・副本の別を明記したものを提出すること。

・原則として、正本は両面コピーを不可とする。なお、副本は両面コピーを可とするが、提出書類の種類毎とすること。

・正本、副本それぞれに、応募者名を記載した表紙及び背表紙、また７（１）提出書類・様式に記載の番号ごとにインデックスラベルを付け、提出すること。

・市が必要と認める時は、追加書類を提出すること。

・応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消しを行うことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

・市が提供する資料は、本選考以外の目的での使用を禁止する。

・応募書類提出後に辞退をする場合は、書面《様式１０》により申し出ること。

・参加事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、本プロポーザルの実施上必要な範囲内において、無断及び無償で複製する場合がある。

・参加資格審査結果または、一次審査結果通知用の封筒（宛先を記入、切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

（４）提出期限

令和８年７月３１日（金）まで

（５）提出先

「１４担当部署」記載の部署へ直接持参又は郵送（郵送の場合は、上記期限必着）

※受付は、月曜日から金曜日の８時３０分から１７時１５分までとする。

８　選定方法

（１）参加資格及び参加申込書等の確認

市は、参加申込書の提出があった時は、「３　参加資格要件」に定める要件及び、「７　参加申込書等の提出」に定める参加申込書等の内容について確認する。

参加資格要件に合わない場合や書類に不備がある場合（軽微なものは除く）は失格とする。

なお、資格に適合する参加申込者が５者以下の場合は、参加資格審査結果を通知の上、２次審査へ進むこととし、参加申込者が５者を超える時は、（２）のとおり１次審査を行う。

（２）１次審査（書類審査）について

（１）による資格に適合した参加申込者が５者を超える時は、参加申込時に提出された書類をもとに１次審査を行う。

１次審査の合格者は５者とし、その結果は令和８年８月７日（金）までに通知する。

（３）２次審査（プレゼンテーション）

参加資格要件を満たした者（参加申込者が５者以上であった場合は、１次審査合格者）を対象に、２次審査を行う。

２次審査は事業者によるプレゼンテーションとし、その方法は以下のとおりとする。

① 実施日時

令和８年８月２８日（金）実施予定

ただし、やむを得ない事情により、当該期日での実施が困難と認められる場合は、実施日を変更する場合がある。

日時、会場等の詳細については、参加資格審査結果または、１次審査（書類審査）の結果と併せて通知する。

② 出席人数

原則として、事業者の出席人数は５人以内とする。なお、仕様書に記載されている業務統括責任者に配置を予定している者を同席させること。

③ 時間等

提出した企画提案書の内容について、事業者による説明１５分以内、質疑応答３０分程度とする。マイクは市で用意するが、スクリーン、プロジェクター等プレゼンテーションに必要な機材がある場合は事前に市に相談すること。

④ 選定結果の通知

令和８年９月１６日（水）までに、選定結果の通知をすべての参加者に郵送する。

９ 評価基準

企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の評価項目、判断基準並びに配点評価は次に示すとおりとする。

（１）評価基準

No.	評価項目	判定基準	配点
1	安定的、継続的な業務運営の可能性	・所在地 ・経営状況（過去３年間） ・契約実績（埼玉県内） ・契約実績（県外）	２５

2	人員配置体制	・責任者等の経験年数及び経験施設数 ・組織体制・人員配置 ・調理業務における正社員の配置人数 ※１日あたりの配置人数	２０
3	学校給食への理解	・会社の方針と強み ・教育の一環としての学校給食の意義や目的、重要性への理解 ・学校事業、市主催行事への対応・協力および実習生、職場体験の受け入れ ・作業指示書をもとに２時間以内の喫食を実現するための調理配送・配膳のスケジュール	２０
4	継続雇用および処遇の確保	・現在、学校給食センター調理員、汽缶手および配膳員として従事している職員のうち、希望者に対しての継続的な雇用 ・現在の任用条件を踏まえた処遇や多様な勤務形態に対する考え方 ・地域経済の活性化に貢献する地元在住者の雇用の提案	３０
5	運営体制	・人員の確保体制（代替者の確保等） ・研修や人材育成の実施状況 ・調理作業工程表及び動線図の作成 ・配膳業務への取り組み ・市や学校との連携体制 ・光熱水費の低減に向けた取り組み	３０
6	安全衛生管理体制への考え方	・衛生管理に関する考え方 ・従事者の健康管理対策 ・老朽等の施設課題に対応した熱中症への取り組み	２５
7	危機管理体制	・食中毒防止対策及び発生時の対応 ・異物混入等の防止対策及び発生時の対応 ・災害時の対応と対策	１５
8	準備計画	・契約時から給食開始までの準備体制と計画 ・開業前の給食トレーニングの計画	１０
9	その他	・抱負や独自の提案	5
１０	見積金額		２０

１０　プロポーザルの審査

（1）選定委員会

「所沢市立第１学校給食センター学校給食調理業務等委託業者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を設置し、選定を行う。

（２）選定方法

選定委員会委員が、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

（３）契約候補者

選定委員８名による採点の合計得点数の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

ただし、選定された優先交渉権者と契約に至る協議が整わない場合は、次に得点の高い参加事業者から順に優先交渉権者とする。

（４）その他注意事項

プロポーザルに参加する者が１者の場合でも審査を行い、各審査委員の評価点の平均点が７０％以上（１４０点）であれば優先交渉権者として選定する。

１１　失格事項

次の事由に該当した場合は、その参加者及び提案を無効とし失格とする。

（１）本プロポーザルに係る提出書類の提出が提出期限を過ぎた場合

※ただし、市の求めにより追加書類を提出する場合は、この限りではない。

（２）本プロポーザルに係る提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）実施要領の規定に反する行為を行った場合

（４）本プロポーザルに関して信義に反する行為や社会的信用を損なう行為を行った場合

１２　契約に関する条件

契約候補者となった者との契約については、次のとおりとする。

（１）優先交渉権者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内で契約を締結する。

（２）市と優先交渉権者は、仕様、スケジュール、見積金額等の契約内容について協議を行い、協議が成立した時は契約を締結する。

（３）提出書類に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると市が判断した場合は、協議により業務の追加、変更、削除、見積金額等の変更を行うことがある。

（４）契約内容等に関する協議が成立しない時、又は契約の締結までに優先交渉権者が参加資格要件を失った時、あるいは虚偽の提案を行ったことが判明した等の場合、当該事業者を失格とし、審査結果の次点の者を新たに優先交渉権者として選定することができる。

１３　その他注意事項

（１）使用言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

（２）提出された書類は変更できないものとし、採用、不採用にかかわらず書類は返却しない。

（３）市から得た資料、情報等は取扱いに注意し、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

（４）企画提案書等の開示は行わない。ただし、審査結果については公表する。

（５）参加者は、本プロポーザルの審査結果に異議を申し立てることができない。

１４　担当部署

所沢市　教育委員会学校教育部　保健給食課

所在地　〒３５９－８５０１　埼玉県所沢市並木一丁目１番地の１

連絡先　電話　　０４－２９９８－９２４９

FAX　　０４－２９９８－９１６７

電子メール　**a9249@city.tokorozawa.lg.jp**